

空家等対策計画の見直し（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果について

意見募集期間	令和8年1月1日（木）～令和8年1月31日（土）		
意見提出者	4人	意見件数	6件

○意見は、原文記載としています。

No.	該当ページ	計画案の該当箇所	いただいたご意見等	ご意見に対する市の考え方	修正の有無
1	21	5-1. 空家等の活用・流通促進	区画整理をして欲しいです。道路を広くすることで空き家を含む土地等の価値も上がると思います。狭い通学路が多く、歩行者と車の交通量が合っていないところが多数あります。未就園の子供がいますが、将来の通学に不安を感じています。	区画整理につきましては、計画の見直し(案)内のP21の5-1『空家等の活用・流通促進』での活用方法の1つとして想定しています。また、いただきましたご意見は、区画整理事業の担当課と共有しました。	無
2-1	3 11 22	3. 計画の対象 (3)所有者等の責務 5-5. 跡地の活用	空家等の定義について 計画書の冒頭に「空家等」とは何かを市民に分かりやすく説明した方がいいのではないかと。「空家等」建築物だけでなく、これに附属する工作物又はその他敷地で・・・と表記されているが「空家等」建築物だけでなく、これに附属する工作物又はその敷地(立木その他敷地に定着する物を含む)で・・・※(立木その他敷地に定着する物を含む)等の追加表記 <理由> 現状、居住地域の環境管理不全のなかに空き家の建築物以上にその敷地にある立木、雑草、木の枝、枯葉等の放置によるものが大きく、空き家等の近隣住民の苦情の原因となっていることから建物、工作物とともに敷地上のすべてのものが対象であることを明示すべきと考えます。	建築物が除却され立木のみが残る敷地となった場合は「空家等」とならないことから、ご指摘の一文は加えないこととします。建築物が除却され立木のみが残る敷地については、P3記載の跡地としてP22の5-5『跡地の活用』で示した方法で対応いたします。 空家等は、立木・雑草・枯葉等が放置された場合、まちの景観を損ね、動物の住処となり苦情に繋がっています。P11(3)の『所有者等の責務』のとおり、「所有者等は日常的な適正管理を行う必要がある」ことから、引き続き所有者等へ適正管理を促す助言・指導を行ってまいります。	無
2-2	42	⑥支援法人の監督等	42ページ⑥支援法人の監督等・・・ 市町村の長は、必要に応じて、支援法人に対して、業務の報告をさせることができます。支援法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合は、業務改善命令を出すことができます。その命令も違反した場合は、支援法人の指定を取り消すことができます。 このなかに ※支援法人が虚偽の報告や必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合は、業務改善命令を出すことができます。 ※虚偽の報告や の追加 <理由> 空き家等の対象件数の増加に伴い取り扱う支援法人が増加することが予想されます。一般市民は市の指定された専門的な知識を持つ支援法人を信頼することになるため、市の支援法人に対する申請段階の審査、管理監督が厳格であることを求めます。	ご指摘いただいた点については、P42の『⑥支援法人の監督等』に記載の「必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合」に虚偽の報告も含まれていると考えています。	無

No.	該当ページ	計画案の該当箇所	いただいたご意見等	ご意見に対する市の考え方	修正の有無
3	10 19	2. 対策の柱 4-1. 空家等対策に関する周知・意識啓発の推進	活用しなければならぬという考え方は少し横に置かれたほうがよいと思います。活用できるならば世帯主がとっくにそうされていますから。 空屋対策は破壊することのみを考えてされる位でよいのではないかと思います。昔空屋で大麻を栽培して逮捕された人がいましたが、窓枠をこわすだけでも罪を犯すために居住できなくなります。 誰かが住んだり店舗を開いて益があるならば民間でとっくにやっています。それよりも窓枠やドア枠を壊して犯罪者が住めなくなるように工夫された方が治安上よいと思います。御参考までに愚考申し述べます。	空家等対策は除却のみに特化するのではなく、『空家等の発生の予防』『空家等・跡地の活用』『空家等・跡地の適正な管理』の3つの柱で進めていく必要があると考えています。また、適切な管理が行われない空家等が防災、衛生、景観など地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、引き続き所有者等へ適正管理を促す助言・指導を行ってまいります。	無
4-1	36～42	(参考資料) 空家等管理活用支援法人について	支援法人の参考資料を見ていると、誰ができるかがよくわからない箇所があったり、同じようなことが何度も記載されているのでわかりにくい箇所があります。もう少しわかりやすくしたほうが良いと思います。	支援法人の業務を分かりやすく伝えられるように、P36に記載の『2. 支援法人が担うことができる業務』の説明文を修正しました。修正部分は「支援法人は、法第24条で定められた以下の業務を実施できます。また、市町村のニーズに応じて、一部の業務のみを実施することもできます。」としています。 また、P37の②に記載の「地籍測量」を測量とし、P18の土地家屋調査士の業務である「測量」と整合を図ります。	有
4-2	全体		計画全体に滅失や抹消という表現がありますが、その違いがよくわからないので、もう少しわかりやすく整理しても良いかと思います。	建物が解体された場合は滅失、抵当権が無くなった場合は権利の抹消となります。P16・P18・P37の抹消を滅失に修正し、整合を図ります。	有